

○休暇関係一覧表

H23.5.1作成

年次有給休暇		
取得する理由	取得できる期間	備考
使用目的は問わない	年20日を原則とし、1日又は1時間単位で取得できる 残日数のうち、20日を限度に翌年に繰り越すことができる	<ul style="list-style-type: none"> ・在職期間等により休暇日数は異なる。 ・残日数は翌年に限り繰り越せる。 ・繰越も含め最大40日。

病気休暇		
取得する理由	取得できる期間	備考
負傷又は疾病等のために休養する場合	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間で、通算して90日を超えない期間	<ul style="list-style-type: none"> ・4日以内の病気休暇の場合は「病気休暇確認書」を提出しなければならない。 ・5日以上の場合には「病気休暇承認報告書」を提出しなければならない ・病気休暇の通算は、1年以内に同一の疾病により再度病気休暇を取得した場合で、引き続き5日以上期間取得したものについて行う。

特別休暇		
取得する理由	取得できる期間	備考
1.結婚する場合	7日を超えない範囲内で必要と認める期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は連続して7日以内(週休日は除く。休日は含む) ・初婚に限らず、再婚でも認められる。
2.産前・産後休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては出産予定日14週)及び出産日後8週間の期間内において必要と認める期間	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩予定日(出産当日)は、産前期間に含まれる。 ・産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
3.職員が育児をする場合	必要と認める時間。 生後1年6か月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に、1日2回(45分ずつ)か、まとめて出退庁前後、勤務途中に取得できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員も育児時間を取得することができる。ただし、その配偶者が①法律等により育児休業をし、当該子を育てることができる、②当該子を常態として育てることができる、③①及び②に該当する場合のほか、利用する時間帯において、その子を育てることができる場合には、取得できない。
4.出産補助休暇(配偶者が出産する場合)	3日を限度として必要と認める日(出産直前から産後3週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の妻の出産に伴い必要な手続等(入院、出産、退院、公官庁への届出等)を行うための休暇 ・取得単位は、1日、半日、時間単位であり、取得日数の換算については、積み上げ換算方式。
5.男性職員の育児参加のための休暇	男性職員が、妻の産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては出産予定日14週)、産後8週間の期間中に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)を養育する場合に、当該期間中において5日の範囲内の期間。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前とは、その子が6歳に達する日の属する年度の3月31日まで ・取得期間は、1日、半日、時間単位 ・当該職員以外にその子を養育するものが存在しても休暇は認められる。
6.子を看護する場合	負傷又は病気の中学校就学前の子の看護を行う場合に、年5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)を限度として取得できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・子が負傷、疾病、予防接種、健康診断等により看護の必要があり、かつ職員以外にその子の看護を行う者がいないことから仕事を休まざるを得ないと認められる状態。したがって、職員以外に子の看護を行う者がいる場合は認められない。

取得する理由	取得できる期間	備考																																
7.短期の介護休暇	日常生活を営むのに支障がある家族(要介護者)の世話をするため、年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)を限度として取得できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の範囲は配偶者、一親等の親族、同居の二親等の親族又は同居の配偶者の父母の配偶者とする。 ・要介護者の世話とは①要介護者の介護②要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他要介護者の必要な世話をいう。 ・要介護者の状態等の申請書を提出しなければならない。 																																
8.服喪の場合(職員の親族が死亡した場合)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">次に掲げる連続する日数の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>血族</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一親等の直系尊属(父母)</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>一親等の直系卑属(子)</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>二親等の直系尊属(祖父母)</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>二親等の直系卑属(孫)</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>二親等の傍系者(兄弟姉妹)</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>三親等の直系尊属(曾祖父母)</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>三親等の傍系尊属(叔父父母)</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>姻族</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一親等の直系尊属</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>一親等の直系卑属</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>二親等の直系尊属</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>二親等の傍系者</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>三親等の傍系尊属</td> <td>3日</td> </tr> </table>	次に掲げる連続する日数の範囲内の期間		配偶者	10日	血族		一親等の直系尊属(父母)	10日	一親等の直系卑属(子)	7日	二親等の直系尊属(祖父母)	5日	二親等の直系卑属(孫)	5日	二親等の傍系者(兄弟姉妹)	5日	三親等の直系尊属(曾祖父母)	3日	三親等の傍系尊属(叔父父母)	3日	姻族		一親等の直系尊属	5日	一親等の直系卑属	3日	二親等の直系尊属	3日	二親等の傍系者	3日	三親等の傍系尊属	3日	<ul style="list-style-type: none"> ・生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる ・いわゆる代襲相続の場合において祭具等の承継を受けた者は一親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。 ・取得は1日単位
次に掲げる連続する日数の範囲内の期間																																		
配偶者	10日																																	
血族																																		
一親等の直系尊属(父母)	10日																																	
一親等の直系卑属(子)	7日																																	
二親等の直系尊属(祖父母)	5日																																	
二親等の直系卑属(孫)	5日																																	
二親等の傍系者(兄弟姉妹)	5日																																	
三親等の直系尊属(曾祖父母)	3日																																	
三親等の傍系尊属(叔父父母)	3日																																	
姻族																																		
一親等の直系尊属	5日																																	
一親等の直系卑属	3日																																	
二親等の直系尊属	3日																																	
二親等の傍系者	3日																																	
三親等の傍系尊属	3日																																	
9.職員の父母、配偶者及び子の祭日の場合(父母等の命日等に宗教上の慣行により法要等を営む場合)	1年にそれぞれ1日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会慣例による特別な行事のため勤務しないことが相当と認められる日に限られる。 																																
10.女子職員が生理休暇を受ける場合	1月に3日を超えない範囲内で必要と認める期間																																	
11.妊娠中の女子職員又は産後1年を経過しない女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次に必要と認める時間 妊娠満23週まで4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで2週間に1回 妊娠満36週から出産まで1週間に1回 出産日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は助産師の証明書を提出、若しくは母子健康手帳を提示しなければならない。 																																
12.妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康の保持に影響を与える程度である場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の証明書を添付しなければならない。 																																
13.女子職員が妊娠に起因する障害(つわり)により勤務することが困難な場合	14日を限度とし、必要と認める日又は時間	<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は助産師の証明書を提出、若しくは母子健康手帳を提示しなければならない。 																																
14.選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間																																	
15.裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合																																		
16.骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合																																		

取得する理由	取得できる期間	備考
17.地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認める期間	
18.地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合		
19.地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業をする場合	7日の範囲内の期間	
20.ボランティア休暇 自発的に、かつ、報酬を得ないで備考に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く)を行う場合	1年に5日の範囲内の期間	①地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ②身体障害者養護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設等における活動 ③①及び②に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動